

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部

パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第224回 個人情報の海外提供に関する標準契約弁法の公布

中国国家インターネット情報弁公室（CAC）が2023年2月23日に「個人情報海外提供標準契約弁法」（以下「本弁法」という）を公布し、「個人情報海外提供標準契約書の雛形（ひながた）」が本弁法の別紙として同時に公布されました。中国政府の個人情報の海外提供に関する規制方式は、日系企業を含む外資系企業が非常に注目している問題であり、本弁法の公布は、規制措置の具体化、実質化という点において重要な進展と言えます。今回は、本弁法のポイントについて解説いたします。

◇これまでCACは、個人情報の海外提供標準契約書の雛形を公開しなかった

2021年11月1日に施行された「個人情報保護法」第38条によると、中国国内の個人情報処理者が海外に個人情報を提供する場合、次の条件の一つに適合している必要があると規定されています。

1. CACの行う安全評価に合格すること
2. CACが認める専門機関による個人情報保護の認証を受けること
3. 海外の情報取得者とCACが制定した標準契約を締結すること

うち3番目は、適用される範囲が最も広く、対応の複雑度が最も低い方法であるため、多くの外資系企業が注目していました。

しかし「個人情報保護法」の施行から1年あまりが経過しても、CACは標準契約書の雛形を作成しませんでした。そのため多くの企業が上記3番目の求める義務の履行が必要かどうか、必要な場合にはいかに行うのかについて困惑していました。CACから詰問される可能性を減らすため、日系企業の一部では、弁護士に個人情報保護の法律制度に対する認識に基づいて「個人情報海外提供仮契約」を作成してもらい、現地法人と日本本社の間で当該仮契約を締結するという対応をとっていました。

◇本弁法のポイントと留意点

本弁法は、個人情報の海外提供における規制方法について明確に規定しています。その中でも日系企業の注目すべきポイントは、次の通りです。

1. 個人情報を扱う者が下記の要件に当てはまる場合、標準契約を締結してから個人情報を海外に提供する必要があります。

- (1) 重要インフラストラクチャー事業者でない場合
- (2) 個人情報の取り扱いが100万人分以下である場合
- (3) 前年1月1日からの累計で、個人情報の海外への提供が10万人分に満たない場合
- (4) 前年1月1日からの累計で、センシティブな個人情報の海外への提供が1万人分に満たない場合

2. 中国国内の個人情報提供者は、自ら個人情報保護アセスメント評価を行う義務があります。そのポイントは、国内外で個人情報を処理する目的、範囲、方式、適法性、必要性、潜在的なりリスク、安全措置等です。評価の根拠に実質的な変化が起きた場合、新たな評価が必要となる可能性があります。

3. 国内外の契約締結者は、CACの公開した「個人情報海外提供標準契約書の雛形」を基に契約を締結する必要があります。雛形の内容の多くは、採用する必要のある内容であり、その他にも、この契約書の中に当事者双方が他の約定を追加することができます。しかし、追加した約定は、雛形の内容と齟齬を生じてはならないとされています。このため「個人情報海外提供標準契約書」の内容をどのように設定し、これを作成するかが、今後の重要な課題の一つとされています。

4. 本弁法の第7条には「個人情報海外提供標準契約書」の政府届け出規則が設けられています。この届け出は強制であり、中国国内で契約を締結した者は、この契約の発効日から10営業日以内に所在地の省級インターネット情報の所管機関で契約書の届け出手続きを行う義務があります。この届け出制度は、まだ実施されていませんので、省によってインターネット情報所管機関の届け出方法に違いが生じるかもしれません。このため事前に現地の要件を十分に確認しておくことをお勧めいたします。

◇日系企業へのアドバイス

本弁法の施行日は2023年6月1日ですが、施行前に個人情報を海外に提供している場合、2023年12月1日までに本弁法の要件に応じた調整を完了しておく必要があります。このため、日系企業は早急に「個人情報海外提供標準契約」の作成、締結および届け出を済ませる必要があります。一般的に言って、新たな法律が施行されてから運用が成熟するまでには、通常かなりの時間を要しますが、所管機関が新たな法律の施行後、積極的かつ大規模な取り締まりを行う可能性もあります。そのため、早くから準備を行い、対応しておくことは、リスクヘッジという面からも現実的な意味があるでしょう。

《上海・華東》

上海汽車、車載半導体を強化=投資ファンド新設

中国ニュースサイト、澎湃新聞や新京報（電子版）が13日までに伝えたところによると、中国自動車最大手の上海汽車集団（上海市）は、新たに投資ファンドを立ち上げ、車載半導体や車載電子部品を増強する。新設するファンドの資金は40億元（約780億円）。

上海汽車集団金控管理や華域汽車系統（上海）、東華汽車実業、中聯汽車電子の上海汽車傘下4社が計14億7000万元を出資する。残りは河南省政府系投資会社などが拠出する。

この投資ファンドを通じ、半導体や自動運転技術関連企業への投資を拡大する見込み。（上海時事）

悦安新材、カルボニル鉄粉増産へ=江西省

中国ニュースサイト、界面新聞が13日までに伝えたところによると、上海証券取引所のハイテク新興企業向け市場「科創板」に上場する江西悦安新材料（江西省カン州市）は寧夏回族自治区の工業団地「寧東能源化工基地」に進出し、カルボニル鉄粉などの生産に乗り出す。最新技術を導入したモデル事業として約1億元（約19億円）を投じる。

風力・太陽光発電など再生可能エネルギー向けの需要増加に対応し、電気設備に使われるカルボニル鉄粉を生産する。新工場の年産規模は3000トンで、工期は1年半の予定

今回の進出を通じ、現地で原料を安定的に調達し、製造コストを削減する。（上海時事）